

本号で公布された条例のあらまし

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）
- (二) 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）
- (三) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）

三 施行期日

平成二十八年四月一日